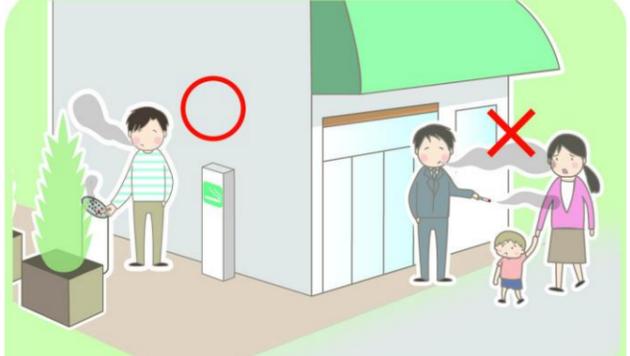


平成30年10月1日より

世田谷区は区内全域の道路、公園を禁煙とします

近年の喫煙に対する関心の高まりや、東京2020大会を契機に、屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止を促進するため、「世田谷区たばこルール」を定めました。喫煙する人とならない人が相互に理解を深め、区民協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現を目指します。皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

☎ 世田谷区環境政策部環境計画課 Tel5432-2272 FAX5432-3062

平成30年9月末まで	世田谷区たばこルール（平成30年10月1日より施行）	
<p>区内12箇所に指定されている「路上禁煙地区」内の道路は禁煙です。</p>  <p>路上禁煙地区での喫煙</p>	<p>区内全域の道路、公園は、禁煙となります。（指定喫煙場所を除く）</p>  <p>路上での喫煙</p>  <p>公園での喫煙</p>	
<p>屋外の公共の場所で、歩きたばこはしないよう努めていただきます。</p>  <p>歩きたばこ</p>	<p>区内全域で喫煙禁止である道路、公園はもとより屋外の公共の場所、公開空地(民有地であっても歩行者が自由に通行できる場所)においても歩きたばこはしないよう努めていただきます。</p>  <p>歩きたばこ</p>	<p>新規 事業者の皆さまには、公共の場所にいる人に迷惑を及ぼさないよう灰皿の移設、撤去、喫煙場所の確保に努めていただきます。</p>  <p>道路・公園以外の屋外での喫煙</p>
<p>これまでの「世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例」は、平成30年4月1日より「世田谷区環境美化等に関する条例」に改めました。 また、たばこルールとあわせて、カラス等の野鳥への餌やりによる迷惑行為の防止も平成30年4月1日より決めました。</p>	<p>新規 屋外で喫煙する場合は、公共の場所にいる人への迷惑防止に配慮していただきます。</p>	<p>民間の喫煙場所整備に対する補助を平成31年4月1日より拡充しました</p>  <p>区内の指定喫煙場所の例</p> <p>補助率：10分の10 補助限度額：1,000万円 ※仕様により補助限度額が異なります 詳しくは環境計画課までお問い合わせください</p>
<p>加熱式たばこについて 世田谷区環境美化等に関する条例では、第2条（定義）において、「喫煙」の定義を「たばこに火をつけ、その煙を発生させることをいう。」としています。そのため、火をつけない加熱式たばこについては「喫煙による迷惑行為」の対象としておりません。条例の規制対象ではありませんが、周りにいる人のことを思いやり、マナーを守って使用していただくようお願いいたします。</p>		